

**地域の障害児に対する支援体制の状況及び  
中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況について**

令和6年度より、江東区こども発達センター及び江東区こども発達亀戸センターは、本区における地域障害児支援体制中核拠点として登録されています。

地域の中核的な機関としての機能を強化するため、以下の取り組みを行っています。

機能		令和6年度の主な体制・取組
基本要件	市町村及び地域の関係機関との連携体制の確保	江東区地域自立支援協議会へ参画している(7月、3月)。
	幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援	保育士、児童指導員、言語聴覚士、作業療法士、看護師、造形活動講師、音楽療法講師、理学療法士、言語療法スーパーバイザー、心の相談員を配置し、多職種で連携しながら必要な支援を提供できる体制を整えている。
	地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能	区内児童発達支援事業所との連携や、児童発達支援事業所を対象とした発達支援講座(2月)を実施している。
	地域のインクルージョン推進の中核機能	保育所等訪問支援事業を実施している(令和6年度訪問支援回数:187回)。 保健相談所等関係機関との連携や、保護者を対象とした就学相談説明会等を行っている。
	地域の発達支援に関する入口としての相談機能	障害児相談支援事業を実施している。 区条例に基づく相談事業を実施している(令和6年度初回相談件数:567件)。 個別相談、心のケア事業、ペアレントトレーニング研修、懇談会等の保護者支援を実施している。
	第三者評価の受審	3年に一度、第三者評価を受審し、結果を公表している。 児童発達支援事業ガイドラインの自己評価を実施し、結果を公表している。
	従業者に対する研修計画作成と研修の実施	従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従って研修を実施している。
体制要件	包括的な支援の推進と地域支援を行う者、専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者を配置できる体制を整備している。	